今治市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要領

平成28年３月28日制定

今治市要領

 （目的）

第１条　この要領は、木造住宅の所有者が当該住宅の耐震性を知り、ひいては耐震改修の重要性を理解することで、市内に存する木造住宅の耐震化を促進し、もって地震に強いまちづくりを推進するために、愛媛県に登録された耐震診断技術者を派遣することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

 （用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

（１）　木造住宅 自ら所有する一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅以外の用途の面積が過半でないもの）で、地上階数が２以下かつ延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたもの及び国、地方公共団体その他の公共団体が所有するものを除く。

（２） 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいい、耐震改修概算工事費の提示を含む。

（３） 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第１項に規定する建築士で、

愛媛県木造住宅耐震診断講習会を受講し、受講終了証の交付を受けた者をいう。

 （事業の実施方法）

第３条　市長は、この要領に基づく事業（以下「木造住宅耐震診断技術者派遣事業」という。）に関する業務の全部又は一部を公益社団法人愛媛県建築士会（以下「業務受託者」という。）に委託して行う。

 （事業の実施）

第４条　市長は、予算の範囲内で市内に存する木造住宅に耐震診断技術者を派遣し、当該住宅の耐震

診断を実施する。

 （事業の対象要件）

第５条　木造住宅耐震診断技術者派遣事業の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当する

ものとする。

（１）　昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。ただし、増築が行われている場合

は、昭和56年５月31日以前に着工された部分に居室を含むこと。

（２）　過去に今治市が実施している「今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱」に基づく補助

金の交付を受けていないこと。

（３）　明らかな法令違反がないこと。

 （耐震診断申込み）

第６条　この要領に基づき耐震診断技術者の派遣を受けようとする木造住宅の所有者（以下「耐震診断申込者」という。）は、今治市木造住宅耐震診断技術者派遣申込書（別記様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に耐震診断を申し込まなければならない。ただし、耐震診断の申込みをできる者は、木造住宅の所有者で、その世帯全員が市税を滞納していないもので、今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないものに限る。

（１）附近見取図

（２）建築年月が確認できる書類

（３）所有者が確認できる書類

（４）その他市長が必要と認めるもの

 （耐震診断技術者の選定、決定及び派遣）

第７条　市長は、前条に基づく申込書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに今治市木造住宅耐震診断技術者派遣依頼書（別記様式第２号）により、業務受託者に対し、耐震診断技術者の派遣の要請を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、その理由を付して、耐震診断技術者を派遣しない旨の通知書（別記様式第３号）により、耐震診断申込者に通知する。

３　業務受託者は、第1項の規定により派遣の要請を受けた場合は、遅滞なく耐震診断技術者を選定　　　　　し、今治市木造住宅耐震診断技術者選定通知書（別記様式第４号）により、市長に通知しなければならない。

４　市長は、業務受託者から耐震診断技術者の選定通知を受けた場合は、速やかに今治市木造住宅耐　　震診断技術者派遣決定（変更）通知書（別記様式第５号）により、耐震診断申込者に通知する。

５　業務受託者は、派遣する耐震診断技術者に愛媛県発行の「愛媛県木造住宅耐震診断講習終了証」

を携帯させ、耐震診断申込者の求めに応じて提示させるものとする。

６　市長は、第４項の派遣決定（変更）通知書の内容に変更が生じたときは、当該通知書の内容を変

更することができる。

７　市長は、前項の規定により派遣決定通知書の内容を変更した場合は、今治市木造住宅耐震診

断技術者派遣決定（変更）通知書により耐震診断申込者に通知する。

 （派遣に要する費用負担）

第８条　耐震診断申込者が負担する耐震診断に要する費用は、無料とする。ただし、愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会が設置する耐震評価委員会又は民間住宅耐震等の評価機関に対し、耐震診断結果の評価依頼を行うために必要となる手数料及び耐震診断以外の業務に要する費用については、耐震診断申込者の負担とする。

 （耐震診断の辞退）

第９条　耐震診断申込者は、木造住宅耐震診断技術者派遣決定通知書を受けた後において、事情により耐震診断を辞退するときは、今治市木造住宅耐震診断技術者派遣決定辞退届（別記様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の辞退届けは、第11条の支払の後でなければ、行うことができない。

 （派遣決定の取消し）

第10条　市長は、耐震診断申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第７条第４項の

規定による木造住宅耐震診断技術者派遣決定を取り消すことができる。

1. 耐震診断技術者による現地調査の結果、木造住宅耐震技術者診断事業の対象要件を満たさな

いことが判明したとき。

（２）　虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

（３）　その他、市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２ 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、今治市木造住宅耐震診断技術者派遣決定取消通知書（別記様式第７号）により、当該耐震診断申込者に通知する。

 （派遣費用の負担）

第11条　耐震診断申込者は、前２条の規定により耐震診断の申込みを辞退し、又は派遣決定を取り

消されたときは、74,140円の範囲内でそれまでに要した費用を、負担しなければならない。

２　前項の費用は、耐震診断技術者に直接支払わなければならない。

 （守秘義務）

第12条　耐震診断を行う耐震診断技術者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

 （委任）

第13条　この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

 附 則

 この要領は、平成28年４月１日から施行する。

 附 則（平成29年３月30日今治市要領）

この要領は、平成29年４月１日から施行する。

 附 則（平成31年３月15日今治市要領）

この要領は、平成31年４月１日から施行する。

 附 則（令和元年10月１日今治市要領）

この要領は、令和元年10月１日から施行する。

附 則（令和３年３月31日今治市要領）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月29日今治市要領）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月28日今治市要領）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月22日今治市要領）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月18日今治市要領）

　この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以後の申込みに係るものについて適用する。

 別記様式第１号（第７条関係）

# 今治市木造住宅　耐震診断技術者派遣申込書

　年　月　日

## （宛先）今治市長

 木造住宅の耐震診断を実施したいので、耐震診断技術者の派遣を希望します。

　なお、耐震診断の結果について、第三者機関の評価を受けるために要する費用を、申込者本人が負担する必要がありますが、これを承諾し、耐震診断 （派遣方式）を申し込みます。また、自己都合による耐震診断の取り下げはいたしません。

-

）

（

）

-

-

-

明・大・昭

年

月建築

□

専用住宅（木造）

□

□

平屋建

□

㎡

□

自宅（自己居住）

□

貸家（借家人の同意が必要です。）

□

□

住宅所有者氏名

（ﾌﾘｶﾞﾅ）

住宅所有者住所

住宅所有者　連絡先

（※後日、耐震診断を行う耐震診断技術者より現地

調査日程調整の連絡等があります。）

自宅電話

携帯電話

住宅の所在地

（どちらかにチェック）

□住所と同じ

□住所と異なる

（　今治市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

建　築　年　月

　※Ｓ56年5月31日以前に着工された木造住宅に限ります。

住宅の種類

（どちらかにチェック）

併用住宅（木造）（※住宅以外の用途の床面積が過半でない）

階数 ・ 面積

（階数はどちらかにチェック）

二階建

延べ床面積

居住関係

（どちらかにチェック）

連絡・希望日程

（該当にチェック）

□月　　□火　　□水　　□木　　□金　　□土　　□日

希望時間　：

□午前　　　　□午後

　□いつでも良い

□いつでも良い

希望曜日　：

希望の耐震診断技術者

（希望の耐震診断登録事務所）

診断技術者名

又は診断登録事務所名

※希望がある場合は、記載してください。

　 ただし、耐震診断事務所の都合により、希望に添えない場合があります。

添付書類

附近見取図

建築年月・所有者が確認できるもの（次のいずれか）

・固定資産税課税明細書の写し

・登記簿謄本の写し

・建築確認済証の写し　　など

（〒

（別紙）

納　税　状　況　調　査　同　意　書

申請者である私の世帯全員について、市税の納税状況を調査することに同意します。

　（宛先）今治市長

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

|  |
| --- |
|  |

※　申請者は記入しないでください。

※　市税の滞納がある場合には、補助金の交付はできません。

|  |
| --- |
| 　上記のものから補助金交付申請があったので、申請者の世帯全員の納税状況調査をお願いします。　　　　年　　月　　日　　　課長　様課長　　　　　　　　　　 |
|  | 市税滞納の有無 | 滞納がないとき・・・「滞納なし」滞納があるとき・・・「滞納あり」 |  |
| 　　納税状況は上記のとおりです。年　　月　　日　　　　　課長　　　　　　　　印　 |

別記様式第２号（第７条関係）

## 今治市木造住宅耐震診断技術者派遣依頼書

　　　　第　　　 号

年 　月 　日

公益社団法人 愛媛県建築士会

 会長 　　　　様

今治市長

今治市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要領第７条第１項の規定に基づき，別紙「耐震診断　　技術者派遣事業依頼住宅一覧表（第 回分）」について、耐震診断技術者の派遣を依頼します。

依頼件数　 件

（添付書類）

 ①耐震診断技術者派遣事業依頼住宅一覧表

 ②木造住宅 耐震診断技術者派遣申込書（写）

 ③耐震診断対象住宅の付近見取図（案内図）

別記様式第３号（第７条関係）

## 耐震診断技術者を派遣しない旨の通知書

第　　　 号

年 　月 　日

 　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　今治市長

 年 　 月 　日付けで申込みのあった耐震診断について、審査の結果、耐震診断技術者を　　　派遣できませんので、次のとおり理由を付して通知します。

１　木造住宅の所在地

２　派遣しない理由

別記様式第４号（第７条関係）

年 月 日

（宛先）今治市長

 　　　　　　　　法人名

 　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

電話番号

## 木造住宅耐震診断技術者選定通知書

### 年 月 日付けで依頼のあった耐震診断技術者の派遣について、次のとおり

### 選定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 耐震診断派遣事業受 付 番 号  |    |
| 住 宅 の 所 在 地 |   |
| 所有者 | 住 所 |   |
| 氏 名 |   |
| 派遣耐震診断技術者 | 耐震診断技術者氏名：耐 震 診 断 事 務 所 名：登録番号（耐震診断技術者）：電話番号（耐震診断技術者）：  |
| 耐震診断派遣事業受 付 番 号 |    |
| 住 宅 の 所 在 地 |   |
| 所有者 | 住 所 |   |
| 氏 名 |   |
| 派遣耐震診断技術者 | 耐震診断技術者氏名：耐 震 診 断 事 務 所 名：登録番号（耐震診断技術者）：電話番号（耐震診断技術者）： |

###  　　　　　　　　　 （ 　　／ 　 ）

|  |  |
| --- | --- |
| 耐震診断派遣事業受 付 番 号  |    |
| 住 宅 の 所 在 地 |   |
| 所有者 | 住 所 |   |
| 氏 名 |   |
| 派遣耐震診断技術者 | 耐震診断技術者氏名：耐 震 診 断 事 務 所 名：登録番号（耐震診断技術者）：電話番号（耐震診断技術者）：  |
| 耐震診断派遣事業受 付 番 号  |    |
| 住 宅 の 所 在 地 |   |
| 所有者 | 住 所 |   |
| 氏 名 |   |
| 派遣耐震診断技術者 | 耐震診断技術者氏名：耐 震 診 断 事 務 所 名：登録番号（耐震診断技術者）：電話番号（耐震診断技術者）：  |
| 耐震診断派遣事業受 付 番 号  |    |
| 住 宅 の 所 在 地 |   |
| 所有者 | 住 所 |  |
| 氏 名 |  |
| 派遣耐震診断技術者 | 耐震診断技術者氏名：耐 震 診 断 事 務 所 名：登録番号（耐震診断技術者）：電話番号（耐震診断技術者）：  |

###  　　　　　　　　　 （ 　　／ 　 ）

別記様式第５号（第７条関係）

　　　　　第　　 　　号

年 　月 　日

 様

今治市木造住宅耐震診断技術者派遣決定（変更）通知書

今治市長 印

 年 月 日付けで申込みのあった耐震診断技術者の派遣について、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住 宅 の 所 在 地 |   |
| 所 有 者 | 住 所 |   |
| 氏 名 |   |
| 派遣耐震診断技術者  | 耐震診断技術者氏名：耐 震 診 断 事 務 所 名：登録番号（耐震診断技者）：電話番号（耐震診断技者）： |
| 調 査 日 時  |  耐震診断事業として、住宅の耐震診断を実施します。  後日、診断技術者から調査の日程調整のために連絡がありますので、両者協議の上、決定してください。  |
| 条 件  | ○耐震診断員が行う業務に協力してください。 ○図面等がある場合は、現地調査時に用意してください。 ○耐震診断の結果について、第三者機関の評価を受けるために要する費用を、申込者本人が負担する必要があります。 ○現地調査の結果、建築基準法令に重大な違反があった場合又は対象要件を満たしていない住宅であることが判明した場合は、本耐震診断（派遣）実施決定を取り消します。 ○原則、自己都合による耐震診断の辞退は認められません。やむを得ず辞退する場合は、それまでに耐震診断に要した費用について、耐震診断技術者と精算した後でなければ、行うことはできません。  |

※現地調査の実施までに時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

別記様式第６号（第９条関係）

今治市木造住宅耐震診断技術者派遣決定辞退届

年 月 日

（宛先）今治市長

 　　　　　　　　　　　　（申込者）〒

住所

氏名

電話番号

今治市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要領第９条の規定に基づき、 　年 月 日付け 第 　 号で、木造住宅耐震診断技術者派遣決定のあった次の住宅について、耐震診断を取り止め、耐震診断技術者の派遣を辞退します。

１　住宅の所在地

２　辞退する理由

（派遣耐震診断技術者の同意） 年 月 日

受任者（耐震診断を行った耐震診断技術者）

* 1. 住 所
	2. 事業者名
	3. 代表者名 印

（耐震診断技術者 ）

耐震診断に要する費用を精算しましたので、上記の辞退に同意します。

別記様式第７号（第10条関係）

 　　　　　　　　　　第号

年 　月 　日

 　　　様

今治市木造住宅耐震診断技術者派遣決定取消通知書

今治市長 印

今治市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要領第10条第２項の規定に基づき、 年 月 日付けで申し込みのあった耐震診断技術者派遣決定のあった次の住宅について、耐震診断技術者の派遣の決定を取り消しましたので、理由を付して通知します。

1. 住宅の所在地

1. 取消しの理由